

女性に対する暴力と健康

戒能民江

1. 「女性の健康の包括的支援法案」について

(1) 「提言」から「法案」へ

1) 「女性の健康の包括的支援の実現に向けて＜三つの提言＞」(2014.4. 1 自由民主党)

①女性の健康を考えるうえで必要となる視点－4点

＊女性ホルモン、＊ライフスタイルの変化、＊リプロの現状、＊社会的弱者等の権利擁護

→「性暴力被害防止」「心身に障害」などの社会的弱者の社会参加への養護

「経済的事由から健康問題」生じる場合は「健康的生活の維持回復」支援

②女性の健康対策を検討する際に考慮すべき点

＊女性の健康寿命、＊女性の社会進出、＊女性の健康リスク

→女性の社会進出の「障壁は女性の資質ではなく社会の慣習やしぐみ」

③法制度の現状と課題

＊リプロからみた課題－健康相談、性差医療などの健康問題への対応拠点、人材育成など

＊社会的弱者－児童虐待、DV

＜提言＞

① 生涯を通じた女性の健康支援の充実強化－性暴力・DV被害対策

＊性暴力被害者支援ワンストップセンター整備促進

＊婦人相談所の政令市への拡大と女性保護体制の充実

② 出産環境の構築、③法制化

(2) 「法案」の位置づけ

1) 理念・枠組み法であること

人権・リプロの視点

女性の「自覚」と「健康保持増進に主体的に取り組む」ことを基本

「女性の心身の特性」(第6条)→「出産に必要な医療の提供」(第7条)

2) 本「法案」の政策上の位置付け

「基本方針」(第13条)と健康増進法(2002)の調和保持(第13条第2項)

＊「日本再興戦略改訂 2014－未来への挑戦」(2014)

「女性の活躍推進」(日本産業再興プランの雇用制度改革・人材力の強化)

(3) 立法過程－DV法の「経験」→超党派による立法、当事者参画・市民参画

2. 女性に対する暴力は女性の健康問題

(1) 「女性に対する暴力」被害の実態<深刻なDV・性暴力・セクハラ・ストーカー被害>

① DV被害 <DV防止法制定後も夫に殺される女性は減っていない>

*成人女性の約3人に一人がDV被害を経験、約10人に一人は何度も被害を経験

*成人女性の約20人に一人がDVにより「生命の危険」を経験（以上内閣府調査）

*全国のDVセンターへの相談は10万件、警察の対応件数は5万件へ（2013）

② 性暴力被害 <統計に表れない暗数が多い—沈黙する被害者>

*警察の犯罪統計 刑法強姦罪—1240件、強制わいせつ罪—7263件（平24認知件数）

*「異性から無理矢理性交された」経験がある女性は約8%、そのうち、加害者と面識ある場合が約77%（内閣府調査）

*若い女性の性暴力被害が多い

③ セクシュアル・ハラスメント<予想以上に多い職場のセクハラ>

*都道府県労働局雇用均等室への相談の約半数がセクハラ（48.3%、2012）

*学校・大学等でのセクハラ依然として多いが、実態把握されず

(2) 「女性に対する暴力」の健康への影響<暴力が女性の健康に与える影響は大きい>

① 女性の健康への影響—身体的外傷（被害直後・後遺症）、内科的な症状、精神的症状
妊娠・出産、希死念慮・自殺企図<心身すべての健康侵害>

② 性暴力被害者のPTSD発症率は、殺人・交通事故よりも突出して高い

③ 性虐待を受けた子どもへの影響は深刻だが、長期間沈黙を破れない場合が多い

④ 暴力被害による健康被害が基で、退職など生活上の変化に直面し、女性の貧困を生み出している<中長期的な健康への影響>

⇨<女性への暴力被害は生涯にわたる「健康問題」>

(3) 「法案」に望むこと

① 法の理念に女性の人権とリプロの観点を明記

② 女性に対する暴力・児童虐待被害支援政策の明記

（母体保護法第14条第1項「配偶者の同意」の削除含む）

③ 医療と福祉・保健・司法などが連携した被害直後（ワンストップセンター）・中長期（回復支援センター）での総合的支援の体制整備

④ 立法過程における当事者参画